

原稿案

令和4年4月1日から
女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が
101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

☆ 行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。

行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

- ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する
- ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う
- ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを兵庫労働局に届け出る
- ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

☆ 自社の女性の活躍に関する状況について、所定の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように、女性の活躍推進企業データベース等で情報公表してください。

101人以上300人以下の企業におかれでは、令和4年4月1日の時点で、上記行動計画の策定・届出等及び情報公表を行っている必要があります。

具体的な行動計画の策定方法等、ご不明の点については、今までお問い合わせください。(兵庫労働局ホームページにて解説動画も配信中です！)

【お問い合わせ先】 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F

TEL 078-367-0820

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

事業主の皆さんへ

**令和4年4月1日から
女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が
101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます**

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

☆ 行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

- ステップ1** 自社の**女性の活躍状況**を、基礎項目に基づいて**把握し、課題を分析**する
- ステップ2** 一般事業主行動計画を策定し、**社内周知と外部公表**を行う
- ステップ3** 一般事業主行動計画を策定したことを**兵庫労働局に届け出る**
- ステップ4** 取組を実施し、効果を測定する

☆ 自社の女性の活躍に関する状況について、所定の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように、**女性の活躍推進企業データベース**等で情報公表してください。

◆ 兵庫労働局では、**改正法に関する解説動画**を配信しております。

下記より視聴可能ですので、ぜひご視聴ください。



【兵庫労働局ホームページ 解説動画】

兵庫労働局 改正育児・介護休業法等解説セミナー

検索



https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/20211213seminar.html

【お問い合わせ先】  厚生労働省 **兵庫労働局雇用環境・均等部指導課**

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F

T E L 078-367-0820

えるぼし認定取得に向けたチェックリスト（女性活躍推進法）

えるぼし認定についての相談は、下記までお願いします。

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー15階
TEL 078-367-0820
FAX 078-367-3854



企業名 _____
担当部課 _____
担当者 _____
TEL _____

えるぼし認定を取得すると、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながりますので、ぜひ認定申請をご検討ください！

※下記項目を全てクリアしていると三つ星認定の対象となります。項目2～6についてはクリアできていない項目がある場合も、その項目について2年以上連續して実績が改善する等の要件を満たせば、一つ星、二つ星認定が取得できますので、ご相談ください。（項目1、7は必須）

項目		回答欄
1	適切な行動計画を定め、公表及び労働者への周知をしている	はい • いいえ
2	<p><採用></p> <p>①全ての雇用管理区分（裏面参照）について、直近3事業年度平均の女性の競争倍率×0.8が、直近3事業年度平均の男性の競争倍率より低い（期間の定めのない者に限る）</p> <p>②直近の事業年度において、正社員全体に占める女性労働者の割合（裏面A）及び正社員のうち基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合（裏面B）が、いずれも産業ごとの平均値又は4割以上</p>	<p>①又は②が はい • ①②とも いいえ</p>
3	<p><継続就業></p> <p>①全ての雇用管理区分について、女性の平均勤続年数÷男性の平均勤続年数が0.7以上（期間の定めのない者に限る）</p> <p>②全ての雇用管理区分について、9・10・11年度前に採用された女性の継続雇用割合÷9・10・11年度前に採用された男性の継続雇用割合が0.8以上（期間の定めのない者かつ新規学卒採用者に限る）</p> <p>【①、②とも算出できない場合のみ】</p> <p>③直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値（裏面C）以上</p>	<p>①又は②が はい • ①②とも いいえ</p> <p>①②とも 算出できない</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>はい • いいえ</p>
4	<p><労働時間等の働き方></p> <p>全ての雇用管理区分について、労働者1人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の月平均が、前年度の各月ごとに全て45時間未満</p>	はい • いいえ
5	<p><管理職比率></p> <p>①管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（裏面D）以上</p> <p>②直近3事業年度平均の「課長級より1つ下の職階にある女性のうち課長級に昇進した者の割合」÷直近3事業年度平均の「課長級より1つ下の職階にある男性のうち課長級に昇進した者の割合」が0.8以上</p>	<p>①又は②が はい • ①②とも いいえ</p>
6	<p><多様なキャリアコース></p> <p>直近3年度で、A～Dについて301人以上企業は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、300人以下企業は1項目以上の実績がある</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換（派遣労働者の雇入れでも可） B 女性のキャリアアップとなる雇用管理区分の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	はい • いいえ
7	女性活躍推進法及び関係法令に違反する重大事実はない	はい • いいえ

※ 「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。

雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断する。

(例)

総合職（事務系）、総合職（技術系）、一般職（事務系）、契約社員、パートタイム労働者
総合職、エリア総合職、一般職
事務職、技術職、専門職、現業職 など

☆ 「産業ごとの平均値」について

- A：（項目2②）「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」
- B：（項目2②）「産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合の平均値」
- C：（項目3③）「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤務年数の平均値」
- D：（項目5①）「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

雇用環境・均等局長が産業ごとの平均値を定め、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）で公開しています。

女性活躍推進法特集ページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

認定制度に係る基準における「平均値」：<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000797132.pdf>

以下に一部の数値を掲載しています。ご参考としてください。

産業分類	A	B	C	D
産業計	25.5%	15.4%	9.6年	10.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	14.1%	9.4%	12.3年	2.7%
建設業	14.2%	9.5%	10.8年	2.4%
製造業	20.6%	14.7%	10.4～17.1年	1.7～8.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	11.0%	10.6%	15.3年	3.1%
情報通信業	23.3%	21.3%	9.7年	8.2%
運輸業、郵便業	11.8%	11.8%	9.0年	4.2%
卸売業、小売業	31.5%	22.5%	10.1年	7.0%
金融業、保険業	46.7%	21.0%	11.5年	13.3%
不動産業、物品賃貸業	31.7%	22.4%	8.4年	7.9%
学術研究、専門・技術サービス業	22.9%	18.1%	9.8年	7.6%
宿泊業、飲食サービス業	35.8%	25.1%	7.8年	11.0%
生活関連サービス業、娯楽業	41.9%	32.3%	8.1年	12.4%
教育、学習支援業	35.5%	32.8%	9.6年	20.7%
医療、福祉	66.5%	60.4%	8.7年	41.5%
複合サービス事業	21.9%	30.4%	12.2年	7.9%
サービス業（他に分類されないもの）	26.7%	21.8%	7.0年	10.8%

C, Dは、製造業はさらに細かい産業区分で定められています。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

*適用期間：令和3年7月1日～令和4年6月30日

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。